

堺市産業振興センター カフェ・レストラン出店者募集に関する仕様書

1. 使用施設

- (1) 場 所 堺市北区長曾根町 183-5
(公財) 堺市産業振興センター
- (2) 面 積 1階 234.02 m²
カフェ・レストラン部分 175.72 m²
厨 房 58.30 m²
- (3) センター休館日 基本的には年末年始 (12/29～1/3)
- (4) センター開館時間 午前9時～午後9時

2. 使用用途

来館者等の飲食や喫茶等の運営

3. 使用期間

契約締結後、初年度は平成30年3月31日とし、以後は年度契約とします。

4. 出店条件

① 営 業

- (ア) 休業日は、原則センター休館日以外に取らないこととします。
ただし、臨時的に休業する場合は協議します。
- (イ) 営業時間は、8時30分から17時30分までとします。
ただし、必要に応じ協議します。
- (ウ) 来館者その他のお客様に、飲食、喫茶等のサービスを行っていただきます。
また、会議室等への喫茶等の提供も行っていただきます。
- (エ) 飲食スペースの半分を来館者等が自由に利用できるオープンスペースとすること。
- (オ) 伝統産品や授産製品等を販売すること。
- (カ) 出店者の名義、商標使用及び看板類の表示は自由にできますが、センターと調整が必要です。
- (キ) 駐車場台数は、現状で第1駐車場65台、第2駐車場165台です。
- (ク) 賃料及び条件等変更する場合は、再公募する場合があります。
- (ク) 市内在住の障害者をスタッフとして常時1名以上就労させること。(手帳等により確認します。)

② 厨房機器・什器・備品

営業に要する厨房機器は、センターにすでに設置されているものを使用することができます。ただし、既設の厨房機器及び出店者が新たに設置した厨房機器

について、出店後の保守等の経費は全て出店者の負担となります。
また、厨房機器以外の什器・備品等は、全て出店者の負担で用意していただきます。

③ 内 装

内装工事があるときは予め図面等の書類をセンターに提出し、センターの承認を得た後、出店者の負担により施行していただきます。

また、出店後の内装全体にかかる改装・補修等についても同様とします。

④ 施設維持管理費等

電気、ガス、上下水道、電話等の料金は、全て実費負担となります。また、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理並びに残飯等のごみ処理についても、全て出店者の負担と責任において処理していただきます。

ただし、飲食スペースの半分をオープンスペースにするため、電気料金、上下水道料金のみ半額にいたします。

⑤ 営業許可の申請、衛生管理等

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が規定する諸官庁への届出は、出店者において行っていただきます。また、従業員及びカフェ・レストラン全体の衛生管理には、特に注意を払うとともに発生した食品衛生上の問題等については、全て出店者の負担と責任で対応していただきます。

⑥ 店舗賃料

- ・賃料（月額）は、売り上げ金額の9.5%（物販を含む。）千円未満切上
ただし、最低賃料は、15万円

なお、飲食スペースの半分をオープンスペースにすること及び市内在住の障害者をスタッフとして常時1名以上を就労させるため、上記賃料の半額といたします。

- ・賃料（月額）を毎月、定められた日までに納入していただきます。

※前日の売上日計表及び証憑書類（レジの集計表）を提出していただきます。

⑦ 契約保証金

契約保証金として最低金額（月額15万円）の半額の6ヶ月相当額を業務開始の日の1週間までに納入していただきます。なお、納入された保証金には利子は付さないものとします。

⑧ 出店期間

出店後、3年間は営業していただきます。

